

【お詫び・訂正】

情報 A 2022 年 9 月号 p.51

「☆ECHA 1 物質の制限提案に関するパブリックコンサルテーション」を、以下の記事として追加することで訂正いたします。

☆ECHA 2 物質の制限提案に関するパブリックコンサルテーション

2022 年 6 月 20 日、ECHA は、2 物質の制限に関する ECHA からの制限提案についてのパブリックコンサルテーションを公表した。意見募集期限は 2022 年 12 月 20 日である。詳細については、制限物質の提案のコンサルテーションに関する ECHA のウェブサイト (<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration>) を参照されたい。

◇制限提案に関するパブリックコンサルテーション物質

物質の特定			提案国 (要求者)
物質名 [別名又は略称]	CAS 番号 [EC 番号]	範囲	
Terphenyl, hydrogenated	61788-32-7 [262-967-7]	その提案は、混合物及びアールティクル又はその一部の中の物質として、Terphenyl, hydrogenated の使用を制限することを意図している。	イタリア
<u>N,N-dimethylacetamide (DMAC);</u> <u>1-ethylpyrrolidin-2-one (NEP)</u>	<u>—</u> <u>[-]</u>	<u>その物質自身 (DMAC、NEP が (主) 成分、不純物若しくは安定剤かどうかにかかわらず)、又は、0.3% 以上の濃度の混合物中のその物質の製造業者、輸入業者及び川下ユーザーは、[日付が示されること] までに、彼らの化学品安全性アセスメント及び安全性データシートの中で、労働者基準で調和化された長期吸入ばく露に対する導出無影響レベル値 (DNEL) [示されること]、及び、労働者基準で調和化された長期経口ばく露に対する DNEL 値 [示されること] を使用するものとする。製造業者及び川下ユーザーは、労働者のばく露が示された DNEL(s)未満のままであることを保証する、適切なリスクマネジメント措置を実行するべきである。消費者用アールティクル (又は 0.3%未満の製品配合) 中の DMAC 及び/又は NEP の存在により、消費者に対する容認できないリスクが特定された場合、付属書 XV の作成中にその範囲が広がる可能性がある。</u>	オランダ